

憲いないアベ首相の、火事場泥棒的改憲発言

ついに出口の見えぬ「緊急事態宣言」の延長が始まった。

緊急事態宣言の根拠となっているのが改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（コロナ特措法）であるが、そもそも民主党政権時代の2012年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立し公布されていた。新型コロナウィルスによる感染症対策は同法でも十分に可能であったが、安倍晋三首相の一存で改正されたという経緯がある。

そのコロナ特措法に基づきで4月7日に初めて緊急事態宣言が発令され7都道府県が対象区域に指定された。そして9日後の16日には、指定された区域以外でも感染者数が増えたが、感染者数が確認されていない岩手県も含めて対象地域が全国に広げられた。

ところが、7都道府県を含む13都道府県を特措法に定めのない「特定警戒都道府県」に新たに指定するという脱法的な運用を行った。

このあたりから、安倍政権のコロナ禍を奇禍とする疑惑が見え始めた。まさに、「衣の下から鎧が見える」であった。

もちろん見えてきたのが、「緊急事態条項」を憲法に明記するという「改憲策動」である。このような動きは年明けからすでに表れていた。

●すでに政界では改憲意識した“下準備発言”がなされていた

コロナ禍を奇貨とした改憲側のキーマンらの発言を時系列で列挙してみよう。

◆自民党

- ・1月30日：伊吹文明

「緊急事態の一つの例。憲法改正の大きな実験台と考えたほうがいいかもしれない」

- ・2月1日：下村博文

「人権も大事だが、公共の福祉も大事だ。議論のきっかけにすべきではないか」

- ・4月7日：安倍晋三

「緊急時に国家や国民がどのような役割を果たし、国難を乗り越えるか。憲法にどう位置付けるかが大切な課題だ」

- ・4月10日：細田博之

「非常事態の問題を現行法や憲法でどう解決するかは我々の責務だ」

◆日本維新の会

- ・1月28日：馬場信幸

緊急事態条項の必要性を述べ「新型コロナウィルスの感染拡大は非常に良いお手本になる」

公明党は緊急事態条項に関しては否定的であり、もちろん各野党は頭から否定的であり、共産党は「究極の火事場泥棒だ」と切り捨てていた。

●典型的な火事場ドロ的発言

極めつけは5月3日の憲法記念日における日本会議向けの安倍晋三首相のビデオメッセージであった。

「そもそも現行憲法においては、緊急時に対応する規定は、『参議院の緊急集会』しか存在していないのが実情です」

「今回のような未曾有の危機を経験した今、緊急事態において、国民の命や 安全を何としても守るため、国家や国民がどのような役割を果たし、国難を乗り越えていくべきか。そして、そのことを憲法にどのように位置付けるかについては、極めて重く、大切な課題であると、私自身、改めて認識した次第です。自民党がたたき台として既にお示ししている改憲4項目の中にも『緊急事態対応』は含まれておりますが、まずは、国会の憲法審査会の場で、じっくりと議論を進めていくべきであると考えます」

昨年の同時期のメッセージと大きな変化はないが、安倍晋三首相を支える保守層向けのメッセージであることは確かである。

●危険な、国民への強制化を意図する意見

感染者数が日本より多い国々では強制的な「緊急事態宣言」とか「非常事態宣言」などにより、国民の動きを封じ込めてきており、それなりの成果を上げている国も存在する。いっぽう日本では国民性からか、「自粛要請」という言葉に素直に従う国民が多いにも拘わらず「補償なき休業要請」に対しては生活のためにしかたなく開店している店舗も全国的に見られた。

このような事態を見て、政府の中にはあらたな罰則規定の必要性も検討されているが、それは単なる法律レベルの話である。これらは決して、「憲法にどう位置付けるかが大切な課題だ」という課題では全くない。

「緊急事態宣言」を緊急事態条項使用の予行練習などということは国民を惑わす危険な企みと言えよう。「緊急事態宣言」については「平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」と憲法学者の芦部信喜氏が著書『憲法』で説明している。

●「アベ改憲反対」の運動、さらに強めよう！

もし憲法に「緊急事態条項」が明記されひとび時の首相が「緊急事態」だと宣言しきさえすれば、内閣だけで「政令」という法律と同等の効果を持つ罰則付きの命令を思うままに出せてしまう。これにより、国会という唯一の立法機関が形骸化され、三権分立がゆがめられ、国家権力を縛るという「立憲主義」が無視されてしまう。

自民党案には、この条項の時期・使用範囲・理由などの一切の歯止めがなく、あらゆる事項について人権制限が可能となってしまう。

今年のメーデーや憲法集会はコロナ禍により中止に追い込まれたが、こんな危険な緊急事態条項が憲法に明記されれば、「憲法21条」の「集会・結社・表現の自由」等は有名無実となり、集会やデモができない、政権批判も許されない手足をもぎ取られた労働組合となれば働く者にとっても死活問題となり、こんな憲法の改悪は決して許してはならない。

(20/05/11/副議長・小林寛治)

※皆さん方の投稿をお待ちします。